

## 三鷹市議会会議規則の一部を改正する規則

三鷹市議会会議規則（昭和42年三鷹市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録（第78条—第81条）」を  
「第9節 公聴会及び参考人（第77条の2—第77条の8）  
第10節 会議録（第78条—第81条）」に改める。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

### 第9節 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手續）

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 参考人については、第77条の5、第77条の6及び第77条の7の規定を準用する。  
第97条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。  
第109条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致に関し必要な事項を定めるとともに、規定を整備するため、本案を提出します。

三鷹市議会会議規則新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条—第13条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第14条—第19条）</p> <p>第3節 議事日程（第20条—第24条）</p> <p>第4節 選挙（第25条—第33条）</p> <p>第5節 議事（第34条—第47条）</p> <p>第6節 秘密会（第48条・第49条）</p> <p>第7節 発言（第50条—第66条）</p> <p>第8節 表決（第67条—第77条）</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人（第77条の2—第77条の8）</u></p> <p>第10節 会議録（第78条—第81条）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第82条—第86条）</p> <p>第2節 審査（第87条—第103条）</p> <p>第3節 秘密会（第104条・第105条）</p> <p>第4節 発言（第106条—第117条）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（第118条・第119条）</p> <p>第6節 表決（第120条—第130条）</p> <p>第3章 請願（第131条—第136条）</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定（第137条—第141条）</p> <p>第5章 規律（第142条—第150条）</p> <p>第6章 懲罰（第151条—第156条）</p> <p>第7章 議員の派遣（第157条）</p> <p>第8章 補則（第158条）</p> <p>付則</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについて</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条—第13条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第14条—第19条）</p> <p>第3節 議事日程（第20条—第24条）</p> <p>第4節 選挙（第25条—第33条）</p> <p>第5節 議事（第34条—第47条）</p> <p>第6節 秘密会（第48条・第49条）</p> <p>第7節 発言（第50条—第66条）</p> <p>第8節 表決（第67条—第77条）</p> <p>第9節 会議録（第78条—第81条）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第82条—第86条）</p> <p>第2節 審査（第87条—第103条）</p> <p>第3節 秘密会（第104条・第105条）</p> <p>第4節 発言（第106条—第117条）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（第118条・第119条）</p> <p>第6節 表決（第120条—第130条）</p> <p>第3章 請願（第131条—第136条）</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定（第137条—第141条）</p> <p>第5章 規律（第142条—第150条）</p> <p>第6章 懲罰（第151条—第156条）</p> <p>第7章 議員の派遣（第157条）</p> <p>第8章 補則（第158条）</p> <p>付則</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについて</p>

改正案	現行
<p>ては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>ては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>
<p>(開票及び投票の効力)</p>	<p>(開票及び投票の効力)</p>
<p>第31条 (略)</p>	<p>第31条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 投票の効力は、<u>立会人の意見を聴いて議長が決定する。</u></p>	<p>3 投票の効力は、<u>立会人の意見を聞いて議長が決定する。</u></p>
<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p>	<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p>
<p>第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を<u>聴き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p>	<p>第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を<u>聞き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p><u>第9節 公聴会及び参考人</u></p>	
<p><u>(公聴会開催の手續)</u></p>	
<p>第77条の2 <u>会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u></p>	
<p><u>(意見を述べようとする者の申出)</u></p>	
<p>第77条の3 <u>公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。</u></p>	
<p><u>(公述人の決定)</u></p>	
<p>第77条の4 <u>公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者</u></p>	

改正案	現行
<p>の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p>	
<p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p>	
<p>(公述人の発言)</p>	
<p>第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p>	
<p>2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</p>	
<p>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</p>	
<p>(議員と公述人の質疑)</p>	
<p>第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。</p>	
<p>2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。</p>	
<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p>	
<p>第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。</p>	
<p>(参考人)</p>	
<p>第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p>	
<p>2 参考人については、第77条の5、第77条の6及び第77条の7の規定を準用する。</p>	

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">第10節 会議録 (会議録の記載事項)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 (略) (所管事務の調査)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。 (委員外議員の発言)</p> <p>第109条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聴く</u>ことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第9節 会議録 (会議録の記載事項)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 (略) (所管事務の調査)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。 (委員外議員の発言)</p> <p>第109条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聞く</u>ことができる。</p> <p>2 (略)</p>